

一関地区広域行政組合
地球温暖化対策実行計画
(事務事業編)

令和7年1月
一関地区広域行政組合

1 基本的事項

(1) 目的及び位置付け

一関地区広域行政組合地球温暖化対策実行計画(以下「本計画」という。)は、関係法令に基づき、さらなる再生可能エネルギーの活用、省エネルギー・省資源、廃棄物の減量化を推進し、温室効果ガスの排出量の削減を目指すものである。

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律(平成 10 年法律第 117 号。以下「地球温暖化対策推進法」という。)第 21 条第 1 項に定める「地方公共団体実行計画」に基づくものであり、基本的な事項は、国が定める基本方針に準拠するものとする。

(2) 基準年度と計画期間

本計画は、国の地球温暖化対策計画に即して平成 25 年度(2013 年度)を基準年度とし、令和 7 年度(2025 年度)から令和 12 年度(2030 年度)までを計画期間とする。

(3) 計画の範囲

本計画は、一関地区広域行政組合(以下「組合」という。)が行う環境衛生に係る事務及び事業における二酸化炭素の排出を伴う活動を対象とする。

なお、上記以外に係る事務及び事業については、一関市役所地球温暖化対策実行計画(平成 31 年 3 月策定。以下「市計画」という。)に基づき、対策に努めることとする。

(4) 計画の対象とする温室効果ガス(範囲)

本計画で対象とする温室効果ガスの種類は、地球温暖化対策推進法第 2 条第 3 項各号に掲げる二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素の 7 種類の温室効果ガスのうち、組合の事務及び事業で主に発生するエネルギー起源二酸化炭素及び非エネルギー起源二酸化炭素とする。

2 温室効果ガスの排出状況及び削減目標

(1) 温室効果ガスの排出量の推移

令和 5 年度(2023 年度)の温室効果ガスの排出状況は、基準年度と比較すると、約 21.7%減少している。

また、エネルギー起源二酸化炭素排出量のうち種別ごとの割合については、基準年度は、電気が全体の 94.32%を占め、次に灯油が 5.34%、その他(軽油、A 重油、液化石油ガス(LPG))が 0.34%となっている。

基準年度から比較して、エネルギー起源二酸化炭素及び非エネルギー起源二酸化炭素の排出量が減少している主な要因として、ごみ及びし尿の搬入量が減少していることに伴い、処理するための使用電気量が減少していることが考えられる。

しかし、エネルギー起源二酸化炭素については、老朽化したごみ焼却炉の補修工事に伴い、片炉ずつの運転による焼却効率の悪化により運転時間が増加し、電気使用量の減少率が芳しくないことが課題である。

図1 温室効果ガス排出量の推移

(単位:t-CO₂)

温室効果ガス	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度
エネルギー起源 二酸化炭素	7,882	7,575	7,109	6,757	6,634	6,427	6,168	6,152	5,426	5,576	5,118
非エネルギー起源 二酸化炭素	15,986	15,984	15,779	15,422	15,620	16,069	14,919	14,401	14,977	14,783	14,146

図2 基準年度及び令和5年度におけるエネルギー起源 CO2 排出量のうち種別ごとの割合



(2) 温室効果ガスの排出削減目標

国の地球温暖化対策計画で、目標年度である令和12年度(2030年度)に、基準年度比で温室効果ガス46%減を目指し、50%減の高みに向けて挑戦を続けることが表明されたことを受け、組合でも以下のとおり削減目標を定める。

温室効果ガス排出量と削減目標(単位:t-CO₂)

温室効果ガス	基準年度 H25(2013)年度	目標年度 R12(2030)年度	削減率
エネルギー起源二酸化炭素	7,882	4,335	45%
非エネルギー起源二酸化炭素	15,986	12,629	21%

3 目標達成に向けた取組

(1) 取組の基本方針

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律(昭和 54 年法律第 49 号。以下「省エネ法」という。)による管理標準によりエネルギー使用の合理化を図るとともに、温室効果ガスの排出要因である電気使用量と灯油の燃料使用量の削減に重点的に取り組むこととする。

(2) 具体的な取組内容

ア 施設の運転管理に係る取組

- ① 日常の施設の運転管理において、ごみ及びし尿処理の適正な処理を前提として、使用量の削減に努める。
- ② 施設の運転管理において、使用料削減の改善策を研究し実践する。
- ③ 環境負荷の低減に配慮した施設等の整備、適正な管理に努める。

イ 電気使用量の削減

- ① 昼休み、時間外勤務時、晴天時には不必要な照明器具を消灯する。
- ② 使用していない OA 機器などの電源をこまめに切る。またスイッチ付き OA タップの使用に努める。
- ③ コピー機、ファクシミリ、パソコンなどの OA 機器の待機電力設定を徹底し、節電に努める。
- ④ トイレ、廊下の共有部分の照明については、夜間の使用時間以外及び日中は可能な限り消灯し、節電に努める。
- ⑤ 冷暖房機器の維持管理を適正に行い、効率的な使用に努める。

ウ 燃料使用量の削減

- ① 湯の沸かしすぎ防止など、ガスコンロやガス湯沸器を効率的に使用する。
- ② オンライン会議を積極的に活用し、事務の効率化と車両燃料の削減に努める。
- ③ 冷暖房機器やボイラーの維持管理を適正に行い、効率的な使用に努める。

エ その他、市計画のⅢ具体的な取組内容に基づき、取り組むこととする。

4 計画の推進・点検・見直し

(1) 推進体制

次の地球温暖化推進組織により、本計画の推進を図ることとする。

ア 推進本部

- ・ 推進本部は、事務局長及び各課等の長で組織する。
- ・ 推進本部に本部長を置き、本部長は事務局長とする。
- ・ 推進本部の所掌事務は、本計画の推進及び総合調整に関すること、その他本計画の推進に必要な事項に関すること。

イ 事務局

- ・ 事務局は、総務管理課に置く。
- ・ 事務局の所掌事務は、本計画全体の推進及び進捗状況を把握し、総合的な進行管理に関すること。

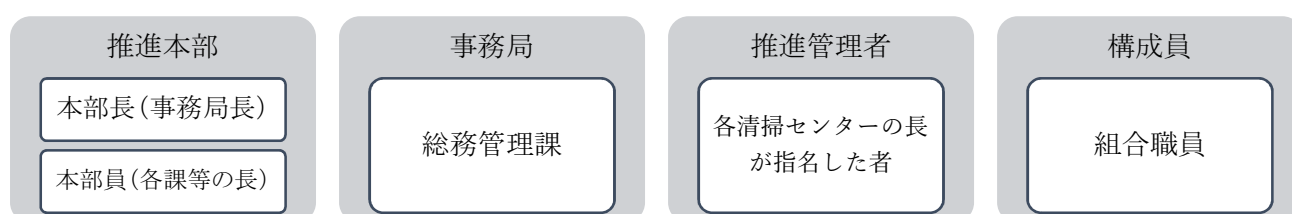
ウ 推進管理者

- ・ 各清掃センターの長が指名した者を推進管理者とする。
- ・ 推進管理者の所掌事務は、所属職員に対する計画推進の指示や、記録などの管理、承認及び事務局への報告に関すること。

エ 構成員

本計画の「3 目標達成に向けた取組」の実施、推進管理者に対する本計画の実施状況の報告を行う。

図3 組織図



(2) 点検・評価体制

事務局は、定期的に本計画の推進及び進捗状況の点検を行い、推進本部において年1回の点検・評価を行う。

(3) 進捗状況の公表

本計画の進捗状況は、組合ホームページにて公表する。